

## 墨田区と 事業者・団体名 との地域の高齢者への見守り支援に関する協定書

墨田区（以下「甲」という。）と 事業者・団体名 （以下「乙」という。）とは、甲及び乙が協力して実施する地域の高齢者への見守り支援に関し、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現及び地域住民の福祉向上を目的に、「すみだ高齢者見守りネットワーク事業」の一環として、甲及び乙が協力して地域の高齢者への見守り支援を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（見守り支援の内容）

第2条 乙は、その日常の業務遂行中に、地域の高齢者に何らかの異変を発見した場合は、当該高齢者の住所、氏名、異変に関する事項等のうち開示可能なものを、区内の高齢者みまもり相談室（以下「みまもり相談室」という。）に連絡するものとする。

2 甲は、乙から見守り支援に関する助言、研修等を依頼された場合、適宜実施するものとする。

3 甲は、第1項の規定による連絡を受けた高齢者が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討の必要があると認めたときは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の6の規定により設置した墨田区支援会議に乙を参加させ、墨田区支援会議設置要綱（令和4年3月15日3墨福生第6108号）に基づき、次の各号に掲げる事項を求めることができる。

当該高齢者に対する支援を図るために必要な情報の共有及び交換

当該高齢者が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援方法、支援の連携体制及び役割分担に関する検討及び理解並びに支援状況の把握

前2号に掲げるもののほか、その他墨田区支援会議の設置目的を達成するために必要な協力

（実施店舗）

第3条 高齢者への見守り支援については、区内に所在する乙の営業店が実施するものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、高齢者への見守り支援に関して知り得た個人情報を他に漏らすことのないよう、個人情報の取扱いに関して、必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、高齢者への見守り支援に関して知り得た情報を、当該支援以外の目的に使用してはならない。

3 前2項の規定は、この協定が終了した後も、なお効力を有するものとする。

（免責事項）

第5条 乙は、第2条第1項の規定による情報提供の有無又はその内容に関して生じた問題等について、その責めを負わないものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、有効期間を1年間延長するものとし、それ以後も同様とする。

(協定の解除)

第7条 本協定の履行に関して特別の事情が生じたときは、甲及び乙の協議の上、本協定を解除することができる。

(協定の見直し)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の細目に関する事項又はこの協定に定めのない若しくは疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
墨田区  
代表者  
墨田区長

乙 事業者・団体所在地  
事業者・団体名  
代表者  
代表者役職・氏名